

保 険 料 口 座 振 替 扱 特 約 条 項

太陽生命保険株式会社

新	旧
<p>(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則) 第12条</p> <p style="text-align: right;">(同右)</p> <p>(6) つぎのいずれかの特約を主契約に中途付加する際に、会社の定める方法により計算した金額を口座振替扱により払い込むことができます。この場合、第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第2項および第4項の規定を準用します。</p> <p><u>ア. 無配当保険料払込免除特約</u> <u>イ. 無配当介護保障保険料払込免除特約</u> <u>ウ. 無配当総合保険料払込免除特約</u> <u>エ. 無配当生活介護保障保険料払込免除特約</u> <u>オ. 無配当新総合保険料払込免除特約</u> <u>カ. 無配当認知症診断保険料払込免除特約</u></p>	<p>(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則) 第12条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。</p> <p>(途中省略)</p> <p>(6) 無配当保険料払込免除特約、<u>無配当総合保険料払込免除特約</u>、<u>無配当介護保障保険料払込免除特約</u>、<u>無配当生活介護保障保険料払込免除特約</u>または<u>無配当新総合保険料払込免除特約</u>を主契約に中途付加する際に、会社の定める方法により計算した金額を口座振替扱により払い込むことができます。この場合、第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第2項および第4項の規定を準用します。</p> <p><u>(新設)</u></p>